

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日新電機株式会社			コード	6641
提出日	2020/5/26	異動（予定）日	2020/6/19		
独立役員届出書の提出理由	当社の第162期定時株主総会（2020年6月19日開催）に監査役（社外監査役）の選任議案を付議し、新たに社外監査役1名が選任され就任する予定であり、その者を独立役員として届出したいため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	百合野正博	社外取締役	○					▲					○					有
2	平林 幸子	社外取締役	○										○					有
3	田中 等	社外監査役	○										○					有
4	佐伯 剛	社外監査役	○										△					有
5	松原 洋子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	①百合野正博氏の2親等に当たる親族1名が、当社の兄弟会社（親会社の子会社）に業務執行者（従業員）として勤務していましたが、2013年6月25日付けで、その業務執行者の地位を外れて当該兄弟会社の監査役（常勤）＜業務執行者でない＞に就任しました。2015年6月24日付けで当該兄弟会社の監査役（常勤）を退任後、同社の顧問（業務執行者でない）に就任いたしました。2017年4月16日付けで顧問を退任しています。 なお、同氏と当該親族1名との関係は互いに職務等上影響し合わない純粋に個人的な関係に限られており、かつ、その個人的な関係も密接なものではなく、同氏が当社の親会社や兄弟会社からの影響を受けることはなく、一般株主保護のための独立性基準を満たしているものと考えています。 ②百合野正博氏は現在、同志社大学名誉教授に就いて兼職しており、当社と同志社大学との取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価（年間取引額）は、当社の連結売上高、同志社大学の総収入（いずれも過去3事業年度の平均）の何れに対しても1%未満であります。従って、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（2016年5月制定、2018年11月一部改定）上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っており、同氏が当社に関して大学からの影響を受けることはなく、一般株主保護のための独立性基準を満たしているものと考えています。	百合野正博氏は、当社の第154期定時株主総会（2012年6月26日）での承認決議に基づき当社の監査役（社外監査役）に選任され就任して以降、約2年間、当社の社外監査役を務めました。同氏は、当社の第156期定時株主総会（2014年6月24日）での承認決議に基づき当社の取締役（社外取締役）に選任され、同株主総会の終結の時をもって当社の社外監査役を辞任により退任したうえ、社外取締役に就任しており、約6年間当社の社外取締役を務めています。 左記①のとおり、2013年6月25日付けで同氏の2親等に当たる親族1名が当社の兄弟会社の業務執行者を外れ当該兄弟会社の監査役（常勤）＜業務執行者でない＞に就任したこと、その約1年経過後の2014年6月6日に「独立役員届出書」を提出いたし、当社の独立役員として届け出ています。 同氏は、1973年4月に同志社大学大学院商学研究科修士課程に入学して以降、一貫して会計・監査に関する研究・事例分析などに取り組むと共に、2000年4月に同志社大学商学部教授に就任して以降、2003年4月に同志社大学大学院商学研究科教授に就任し、同大学院商学研究科での研究や同大学での教育を行っており、会計・監査に関し一貫して第一線で積極的に活躍している日本有数の研究者であります。 その後、同氏は2020年3月31日付けで同教授を退任し、同年4月1日付けで同志社大学名誉教授に就任しています。 同氏は、その専門的な知見・経験を活かして、当社の社外取締役や独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。
2	平林幸子氏が副会長を務める京都中央信用金庫は当社の株式を200千株保有していますが、その全体における持株比率（当社名義の自己株式数を控除したうえ算出）は0.19%と僅少であり、一般株主保護のための独立性基準を満たしているものと考えています。	平林幸子氏は、当社の第158期定時株主総会（2016年6月22日）での承認決議に基づき当社の取締役（社外取締役）に選任され就任して以降、約4年間、当社の社外取締役を務めており、また、2016年6月3日に「独立役員届出書」を提出いたし当社の独立役員として届け出ています。 同氏は、1971年4月に京都中央信用金庫に入職して以降、同信用金庫において、広報課長、情報開発室次長、秘書室長、理事、常務理事、専務理事、副理事長を経て現在は副会長を務め、経営や財務・会計に関する幅広い知見・経験を有しており、当社の社外取締役や独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。
3	当社は、田中等氏が弁護士・代表社員として所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約並びにヘルプラインデスク（内部通報システム）の社外ライン窓口業務の委託契約を締結していますが、それらの対価（年間取引額）は、当社の連結売上高、同弁護士法人の総収入（いずれも過去3事業年度の平均）の何れに対しても1%未満であります。従って、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（2016年5月制定、2018年11月一部改定）上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っており、また、同氏は当社や当該窓口業務を担当する弁護士ではないことから、一般株主保護のための独立性基準を満たしているものと考えています。	田中等氏は、当社の第156期定時株主総会（2014年6月24日）での承認決議に基づき当社の監査役（社外監査役）に選任され就任して以降、約6年間、当社の社外監査役を務めており、また、2014年6月6日に「独立役員届出書」を提出いたし当社の独立役員として届け出ています。 同氏は、1979年4月の弁護士登録以降、企業法務や民事商事案件などを専門とする弁護士として様々な事案に関する相談に対応すると共に、企業の社外取締役・社外監査役を務めています。また、大阪弁護士会副会長という要職を務めました。同氏は社外取締役・社外監査役に在任すること以外の方法により会社の経営に関与したことはないものの、その弁護士等としての専門的かつ豊富な知見・経験を活かし、法令に関する観点などから、当社の社外監査役や独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

4	当社及び当社の特定関係事業者である親会社の住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社は、佐伯剛氏が2013年6月まで所属していた「有限責任 あずさ監査法人」を会計監査人とし、監査契約に基づく監査報酬等を支払っていますが、同氏は2013年6月に当該監査法人を退職して以降、約7年間、当該監査法人の業務執行に携わっておらず、また、過去の当該監査法人への所属中も、同氏は当社、住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社に対する監査業務を担当したことはないことから、当社に関して当該監査法人からの影響を受けることはなく、一般株主保護のための独立性基準を満たしているものと考えています。	佐伯剛氏は当社の第157期定時株主総会（2015年6月23日）での承認決議に基づき当社の監査役（社外監査役）に選任され就任して以降、約5年間、当社の社外監査役を務めており、また、2015年6月5日に「独立役員届出書」を提出いたし当社の独立役員として届け出ています。 同氏は、1981年8月の公認会計士登録以降、監査法人での在籍中は一貫して企業への法定監査に携わっており、地方自治体の包括外部監査人、地方独立行政法人や公益財団法人の監事の経験も有しています。また、日本公認会計士協会の要職（常務理事・近畿会長）を歴任しており、その会計・財務・監査に関する専門的な知識・経験・見識を活かし、当社の社外監査役や独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。
5	松原洋子氏については該当状況は有りません。	当社の社外監査役で独立役員である森田衛氏が任期満了により監査役（社外監査役）・独立役員を退任するに代わって、松原洋子氏は新たに、当社の第162期定時株主総会（2020年6月19日）において「第2号議案 監査役4名選任の件」で承認可決された場合、当社の監査役（社外監査役）に就任いたします。 同氏は、2002年4月の立命館大学産業社会学部教授への就任後、2003年4月より現在まで同大学大学院先端総合学術研究科の教授を務め、一貫して生命倫理や社会と科学技術との関連につき研究を行ってきました。また、立命館大学人間科学研究所所長、同大学衣笠総合研究機構長などを歴任し、現在は学校法人立命館の理事・副総長、立命館大学の副学長を務めています。同氏は会社の経営に関与したことはないものの、その専門的かつ豊富な知見・経験を活かし、ジェンダーを含む多様性が重要な時代において多角的な視点・観点から、当社の社外監査役や独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

4. 補足説明

1. 各氏の当社取締役会・監査役会への出席状況は次のとおりです。
 百合野正博氏は、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における当社の取締役会12回に全て出席しています。
 平林幸子氏は、2019年度における当社の取締役会12回に全て出席しています。
 田中等氏は、2019年度における当社の取締役会12回・監査役会12回に全て出席しています。
 佐伯剛氏は、2019年度における当社の取締役会12回・監査役会12回に全て出席しています。
 2019年度において、上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第25条に基づき、取締役会の承認決議があったものとみなす書面又は電磁的記録による決議を1回実施しています。

2. 当社は社外役員の独立性について、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に鑑み、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインで定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しています。
 （当社ホームページ上、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（<https://nissin.jp/company/data/guide1811.pdf>））

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。